

講座

ガーデン・エコ・フラワー講座

庭や野に咲く草花を使ったフラワーアレンジを学びましょう。

日程 6月17日、7月15日、9月16日、10月14日、11月18日、12月16日(全て金曜)

時間 10時～12時

場所 三角防災拠点センター

対象 市在住・勤務の人

定員 15人 **講師** 堀川弘子

受講料 1500円(全6回分)

申込期限 6月10日(金)

申込方法 窓口、電話

問い合わせ 文化スポーツ課 ☎(32)1945

豊野町コミュニティセンター講座

きめこみパッチワーク教室

日程 7月4日

令和5年2月20日(第1・3回)、

月2回)

時間 13時30分～

15時30分

さしより野菜Cooking

日程 7月14日(令和5年2月9日(第2回)、月1回)



時間 10時～13時

内容 健康を意識した食事作り

■ 共通事項

募集期間 6月13日(月)～17日(金)

申込方法 電話(受け付けは8時30分～17時15分)

定員 先着10人(新規受講生優先)

参加費 材料費のみ

※人権学習を数回行います。

問い合わせ 豊野町コミュニティセンター

☎(45)2055

SCC宇城夏休み水泳教室

日程 7月26日(火)～29日(金)、8月2日(火)～5日(金)(全8日間)

時間 9時～10時

場所 宇城市民プール(松橋町)

対象 泳ぎが苦手な市内の小学生

定員 30人

※申し込み多数の場合は抽選

参加費 3500円(保険料・プール利用料込み)

※SCC宇城会員・学童SC会員は2000円

申込期限 6月30日(木)

申込方法 必要事項(子どもの氏名・学年・学校名、住所、電話番号、保護者名)を記入し送信

・FAX ☎(53)9358

・メール sc.scuki@gmail.com

助成・補助

不妊治療費を助成します

一般・特定不妊治療を受ける夫婦に対し、治療費を助成します。

対象費用 治療費用の自己負担分

LINE 登録はこちら

問合せ 総合型クラブSCC宇城 ☎(53)9352(平日10時～16時)

こども医療費受給者証の交付申請はお済みですか

0歳～中学生の医療費を助成しています。

申請が必要な場合 出生、市外からの転入、加入する健康保険の変更など

申請窓口 医療保険課、各支所

申請に必要なもの

・対象となる子どもの健康保険証

・生計維持者の通帳など

オンライン申請もできます

市HP

医療保険課 ☎(32)1417

狩猟免許の取得を補助します

対象 次の全てに該当する人

・市在住

・本年度に狩猟免許を取得後、猟友会に加入し、有害鳥獣捕獲員として業務を遂行できる

・市税の滞納がない

対象経費 狩猟免許申請手数料、医師の診断書料、狩猟免許試験

初心者講習会受講料(テキスト代を含む)

※領収書が必要です。

補助額 対象経費の2分の1以内

問い合わせ 農政課 ☎(32)1641

児童手当が改正

届け出や支給内容が変更

改正1 現況届の提出が原則不要に

本年度から、児童の養育状況が変わらなければ、現況届の提出は原則不要となります。

現況届の提出が必要な場合

- 離婚協議中で配偶者と別居している
- 配偶者からの暴力などで、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している
- 支給要件児童の戸籍・住民票がない
- 未成年後見人や施設などの受給者
- 市から提出の案内があった
- 次のような変更があった
支給対象児童がいなくなった
受給者や配偶者・児童の氏名や住所が変わった
受給者の加入年金が変わった
受給者や配偶者が公務員になった
児童を養育する人と結婚した
配偶者がなくなった

改正2 所得上限限度額を新設

支給額(月額) ※10月支給分(6～9月分)から

- 所得制限限度額 未満**
3歳未満 15,000円
3歳～小学生 10,000円(第1・2子)
15,000円(第3子以降)
- 中学生** 10,000円
- 表の①以上②未満** 一律5,000円
- 表の②以上** 手当などの支給はなし

収入額ごとの所得制限の目安

扶養親族などの人数 (例)		—新設—			
		①所得制限限度額 所得額	収入額の目安	②所得上限限度額 所得額	収入額の目安
0人	前年度末に子が生まれていない	622	833.3	858	1,071
1人	子が1人	660	875.6	896	1,124
2人	子1人＋年収103万円以下の配偶者	698	917.8	934	1,162
3人	子2人＋年収103万円以下の配偶者	736	960	972	1,200
4人	子3人＋年収103万円以下の配偶者	774	1,002	1,010	1,238
5人	子4人＋年収103万円以下の配偶者	812	1,040	1,048	1,276

※児童手当などが支給されなくなった後に、所得が②を下回った場合、改めて認定請求などの提出が必要となります。

※限度額は、扶養親族などの数に応じ、一人につき38万円を加算した額。扶養親族などの同一生計の配偶者が70歳以上の場合や老人扶養親族の場合は44万円。

※「収入額の目安」はあくまで目安。給与所得控除、雑損控除などを控除した後の所得額で確認します。

問い合わせ 子ども未来課 ☎33-1118